

# 大石田町公共施設等総合管理計画

平成28年3月

山形県大石田町

# 目 次

## 第1章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象範囲	2

## 第2章 本町の現状

1. 自然的・歴史的・社会的・経済的条件の概要	3
2. 人口の推移	3
3. 財政状況	5
4. 人口の推移を踏まえた今後の財政状況について	7

## 第3章 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題	8
2. インフラ資産の現状と課題	12
3. 将来に向けた公共施設の運営について	14

## 第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	16
2. 公共施設等の管理への取り組み方針	16
3. フォローアップの実施方針	19
4. その他に関する事項	19

## 第1章 計画策定の背景と目的

### 1. 背景と目的

本町では、快適な生活環境の構築や社会的なニーズに対応するため、これまで学校教育施設や集会施設などの公共建築物、道路や下水道などのインフラ施設といった公共施設等の整備を進めてきました。

近年では、少子化の影響で急激に児童生徒数が減少していることから、2校あった中学校を1校に統合して新たに大石田中学校を整備したほか、昭和43年に建設され老朽化が進み耐震機能などの安全面に課題のある福祉会館の代替施設として、「町民交流センター」の建設が平成27年度から進行中であります。

しかし、本町にある公共施設については、建設から30年以上経過している公共施設が増えており、今後10年の間には全体のおよそ6割以上が整備から30年以上を経過する状況となります。そのため、近い将来にはこれらの公共施設の更新や大規模改修の時期を迎えることから、多額の維持・更新費用が必要になってくると見込まれます。

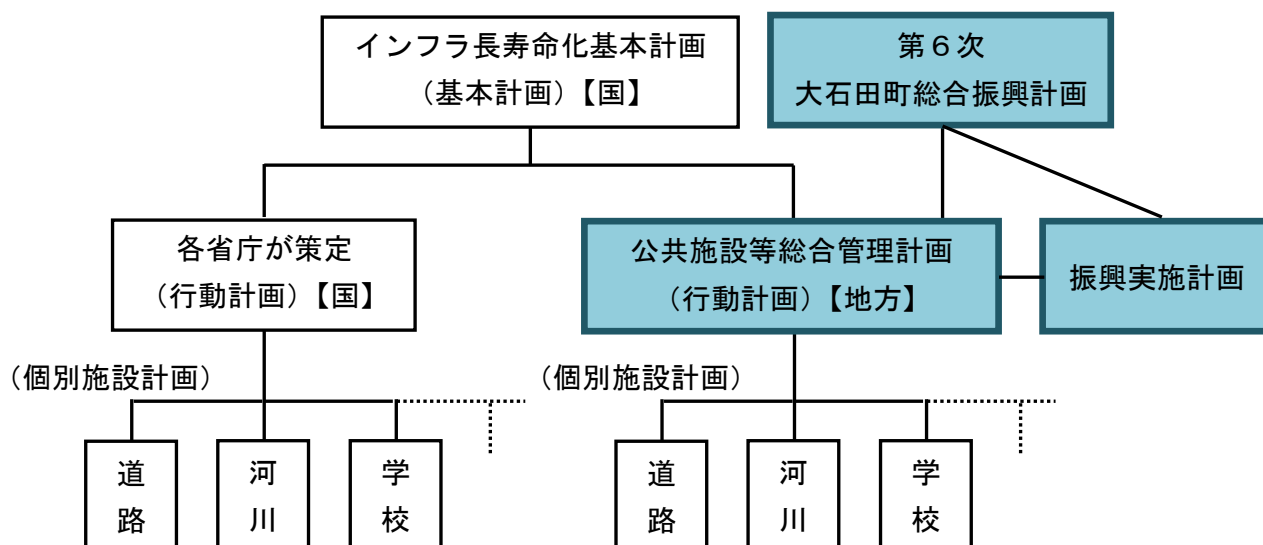
今後、更なる人口減少や少子高齢化が進み人口の構造が大きく変化し、税収入の減少や社会保障のための扶助費の増加など、財政状況も厳しさを増していくことが確実な中で、老朽化した公共施設の更新費用や維持管理費用を確保し適正な公共施設の管理運営を図っていく必要があります。

これは、本町に限らず全国の自治体が抱えている課題であり、国においては平成25年11月29日に、全てのインフラを対象として維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を示す計画として「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、これを受けた地方の公共施設等の更新・長寿命化などの行動計画として「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されております。

このため、本町においても、国の基本計画に基づき、町が所有する全ての公共施設等について、老朽化の状況や利用状況などを把握し、町の財政状況や人口の動向などを踏まえたうえで、維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていくための中長期的な方針として「大石田町公共施設等総合管理計画」を策定します。そして、本町における適切な公共施設等の配置を目指し、公共施設等の機能を維持しつつ、将来にわたる負担の軽減や平準化を図っていきます。

### 2. 計画の位置付け

本計画については、国が平成25年11月29日に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、総務省が要請している公共施設等総合管理計画とします。そして、「第6次大石田町総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）を基本とし、毎年度見直しを行っている振興実施計画（5ヶ年計画）と整合性を図りながら、対象とする公共施設等における基本的な取り組みの方向性を示すものとします。



### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。なお、期間内であっても必要に応じて随時計画の内容や対象施設等について見直し、継続した取り組みとしていきます。

### 4. 計画の対象範囲

本町が所有する財産のうち、全ての公共施設等（庁舎・学校・集会施設などの公共建築物のほか、道路・下水道などの生活基盤となるインフラ施設などを含む）及び当該施設が立地する土地を対象とします。

ただし、町登録文化財である建造物1棟、町が貸与又は譲渡している旧保育園1施設と旧小学校3施設については、町として将来建て替えなどは想定していないものであり、本計画の対象からは除外します。

なお、計画策定にあたっては、一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設更新費用試算ソフト」により、将来の更新費用を推計しております。

## 第2章 本町の現状

### 1. 自然的・歴史的・社会的・経済的条件の概要

本町は、昭和30年に町村合併促進法により大石田町、横山村、亀井田村が合併し現在の大石田町となりました。

山形県のほぼ中央、尾花沢盆地の西部に位置し、北東は尾花沢市、南は村山市、西は舟形町と接しています。東西13.25km、南北10.50kmで総面積は79.54km<sup>2</sup>となっており、町の西部は主に山岳地帯になっています。12月から3月までの冬期間は、北西の季節風により全国有数の豪雪地帯であり、積雪は平地で約2m、山間部で約3mにまで達します。平成24年と平成25年には、2年続けて観測開始以来の最高積雪を更新し、平成25年2月26日には279cmを記録しました。町の中心部を日本三大急流の最上川が貫流し、最上川流域に沿って耕地が開け、そこに大半の集落が形成されました。その周辺と町の中心部に比較的まとまり居住しており、公共施設については中心部におよそ6割を整備しており、そのほかは周辺の集落に整備しております。

交通網としては、かつて最上川が山形県の交通路として重要な役割を果たした時代は、羽州街道と最上川水運を結ぶ流通の拠点河岸として大変な賑わいを見せていました。現在は、南北にJR奥羽本線が走っており、大石田駅が山形新幹線の停車駅となったことから、駅周辺は大規模な区画整理事業が行われました。道路は、国道13号、国道347号のほか、主要地方道大石田畑線や主要地方道新庄次年子村山線によって周辺都市と結ばれており、これらの幹線に町道がネットワークしています。さらに、東北中央自動車道や隣接する尾花沢市と村山市にインターチェンジの整備が進められており、今後、地域の交流と活性化に大きく寄与する社会基盤となることが期待されます。

本町の人口は、昭和30年の合併時には15,126人（国勢調査）でしたが、以後社会経済情勢の変化に伴い大幅に減少してきました。（詳細は後記「人口の推移」参照。）就業人口については社会情勢の変化に伴い第一次及び第二次産業就業人口が年々減少し第三次産業就業人口が増加していますが、基幹産業は農業であり、総耕作面積は1,810haで総面積の22.7%にあたり、その経営形態は水稻+畑作（スイカ・野菜等）が中心となっています。昭和55年には、過疎地域振興特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、以降、時代に対応した過疎対策事業に取り組み、その中で「学校教育関係施設」「集会施設」などの公共建築物や「道路」「農業集落排水施設」などのインフラ資産の整備を進めてきました。

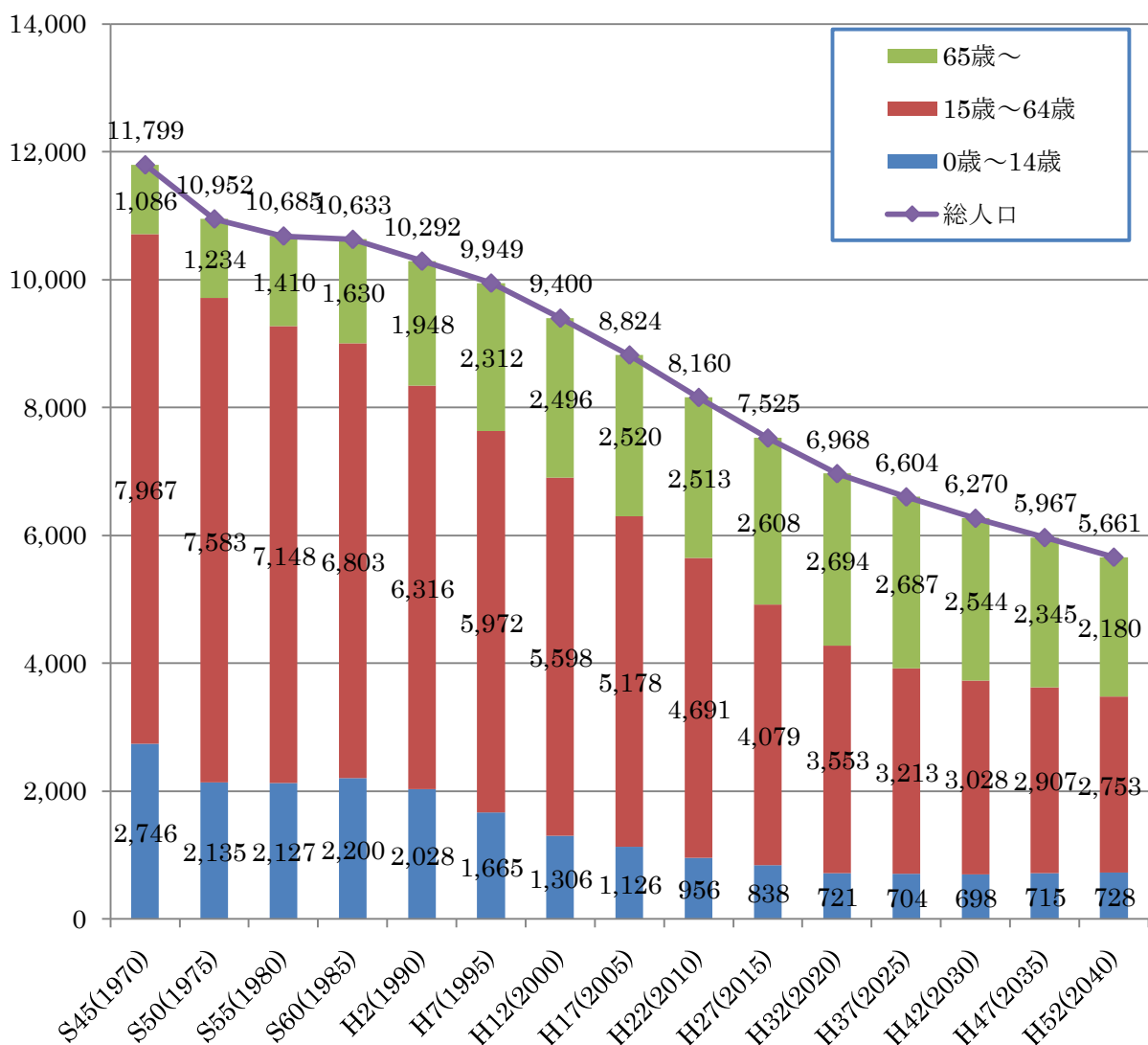
### 2. 人口の推移

本町の人口は、昭和30年代前半までは15,000人を超えておりましたが、その後は毎年減少し続けており、平成9年（1997年）には10,000人を割り込みました。平成25年（2013年）には7,948人と大きく減少し、今後も減少の傾向が続くと

見込まれます。人口構成で見ると、高齢者人口（65歳以上）が増加し、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少しております。

本町では、平成27年度に策定した「大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と合わせて、「大石田町人口ビジョン」を策定しており、その中で人口の将来展望を推計しています。これによると、本町の将来人口動向は、平成52年（2040年）には総人口が5,661人まで減少すると推計されています。平成27年（2015年）と比較すると、15歳から64歳までの生産年齢人口については4,079人（54.2%）から2,753人（48.6%）まで大きく減少し、0歳から14歳までの年少人口も838人（11.1%）から728人（12.9%）になると予測されています。65歳以上の高齢人口については2,608人（34.7%）から2,180人（38.5%）と人口は減少するものの、比率が3.8%上昇し高齢化率がさらに進むと予測されています。今後は、このような人口減少や人口構成の変化に合わせて、高齢化社会に対応した施設の整備や、少子化による影響を考慮した施設の有効活用などを検討していく必要があります。

【大石田町の人口の推移】



### 【年齢構成別人口の推移と構成比率】

	総人口	年少人口(0歳～14歳)		生産年齢人口(15歳～64歳)		高齢人口(65歳～)	
		人口数	比率	人口数	比率	人口数	比率
S45(1970)	11,799	2,746	23.3%	7,967	67.5%	1,086	9.2%
S50(1975)	10,952	2,135	19.5%	7,583	69.2%	1,234	11.3%
S55(1980)	10,685	2,127	19.9%	7,148	66.9%	1,410	13.2%
S60(1985)	10,633	2,200	20.7%	6,803	64.0%	1,630	15.3%
H2(1990)	10,292	2,028	19.7%	6,316	61.4%	1,948	18.9%
H7(1995)	9,949	1,665	16.7%	5,972	60.0%	2,312	23.3%
H12(2000)	9,400	1,306	13.9%	5,598	59.6%	2,496	26.5%
H17(2005)	8,824	1,126	12.8%	5,178	58.7%	2,520	28.5%
H22(2010)	8,160	956	11.7%	4,691	57.5%	2,513	30.8%
H27(2015)	7,525	838	11.1%	4,079	54.2%	2,608	34.7%
H32(2020)	6,968	721	10.3%	3,553	51.0%	2,694	38.7%
H37(2025)	6,604	704	10.7%	3,213	48.6%	2,687	40.7%
H42(2030)	6,270	698	11.1%	3,028	48.3%	2,544	40.6%
H47(2035)	5,967	715	12.0%	2,907	48.7%	2,345	39.3%
H52(2040)	5,661	728	12.9%	2,753	48.6%	2,180	38.5%

資料：平成22年以前は、国勢調査

平成27年以降は、平成27年10月策定の「大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、「大石田町人口ビジョン」より

### 3. 財政状況

#### (1) 歳入

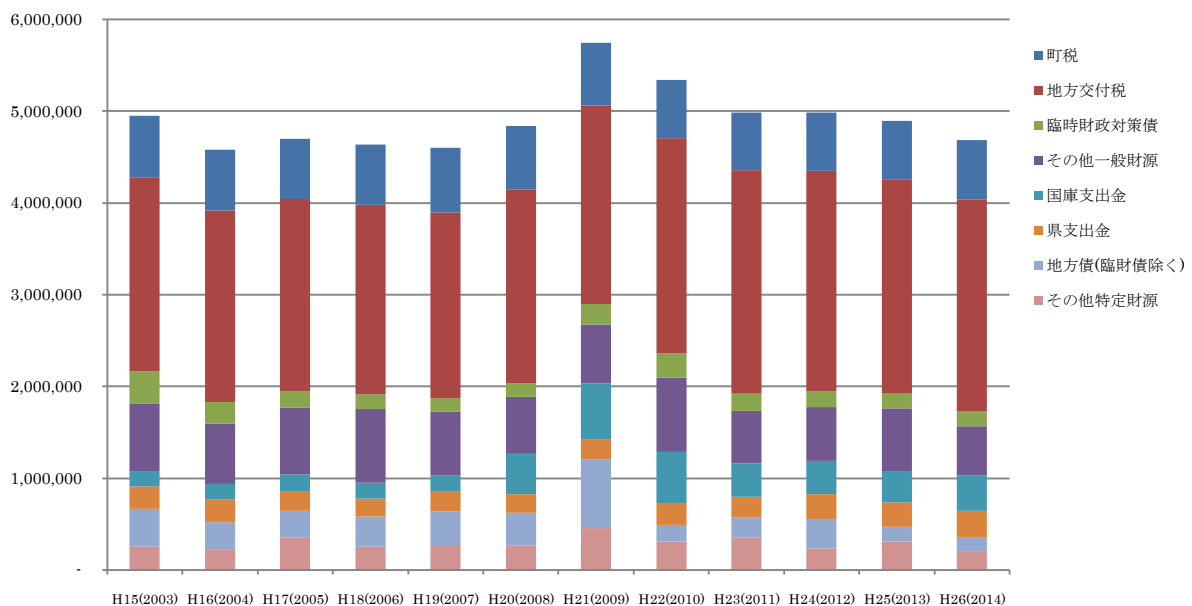
平成26年度の歳入決算額は46.8億円となりました。平成20年度以降、国の経済対策などの影響もあり決算額は高く推移してきましたが、平成21年度をピークに減少傾向にあります。主な歳入の自主財源である地方税収入については、概ね6.5億円前後で推移していますが、生産年齢人口が減少することが予想されている中、今後の税収増は見込めない状況にあります。また、地方交付税については、平成26年度決算で歳入全体の49.2%、平均でも45%ほどを占めており、本町の歳入は地方交付税に大きく依存している状況です。

#### (2) 歳出

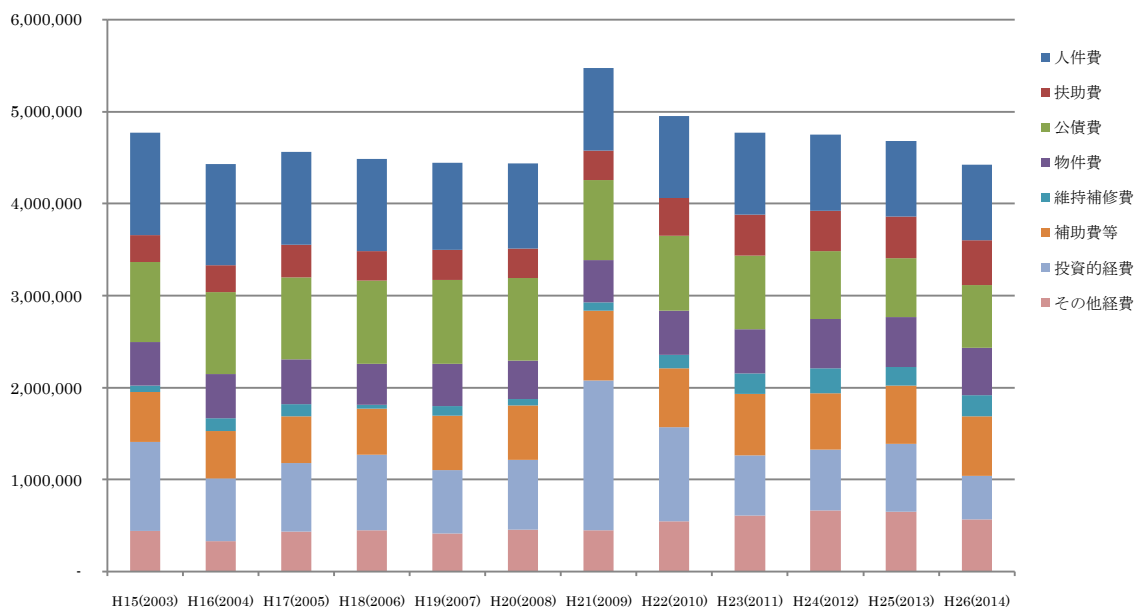
平成26年度の歳出決算額は44.2億円となりました。当町では、平成18年3月に策定した「新たな大石田町を目指した自立計画書」に基づく行財政改革に取り組んできたことで、人件費や公債費は年々減少してきました。一方で、子育てへの支援や高齢化が進展していることへの対応として扶助費は年々増加傾向にあり、平成21年度に3.1億円

でしたが、平成26年度には4.8億円となっています。また、当町は全国でも有数の豪雪地帯であり、その年の降雪状況によって除排雪に要する経費が大きく変動します。近年の状況を見ると、降雪量が少なかった平成18年度には約4千4百万円（歳出の1.0%）、逆に降雪量が多かった平成24年度には約2億7千2百万円（歳出の5.7%）となっております。普通建設事業費については、事業の進捗状況などにより各年度で増減がありますが、平成20年度から平成22年度にかけて統合に伴い大石田中学校を建設したため、大幅に増加しています。さらに、福社会館が建設してから50年近く経過し、老朽化が進んでいることや耐震機能などの安全面で課題があるため、代替施設として平成27年度から「町民交流センター」の建設を進めており、数年は普通建設事業費が高い状況となることが見込まれます。

### 【普通会計における歳入決算の推移】



### 【普通会計における歳出決算の推移】





#### 4. 人口の推移を踏まえた今後の財政状況について

平成27年10月に策定した「大石田町人口ビジョン」では、人口の将来展望（目標）を設定しております。これによると、本町は社会増減が続くものの、町の様々な施策と人口減少対策の効果が十分実現すれば合計特殊出生率が上昇すると想定しており、平成32年（2020年）以降の年少人口は同程度で推移すると推計しています。しかし、生産年齢人口については、平成27年（2015年）の4,079人から平成52年（2040年）の2,753人と、32.5%減少すると推計されています。そのため、歳入の面で見ると、個人町民税が減少していくことが想定されます。また、歳入全体のおよそ半分を占めている地方交付税については、算定方法の見直しや人口などの基礎数値が減少することにより増額は見込めない状況であります。

一方歳出面では、人件費については新たな大石田町を目指した自立計画書による取り組みによりこれまで大きく減少しており、今後は横ばいの傾向と想定されるものの、人口は減少しても少子高齢化による子育て支援や高齢者福祉などの社会保障関係経費の増加に伴い、扶助費は増加していくものと考えられます。また、そのほかの歳出についても大きな減少は見込まれにくいと考えられます。

以上のことから、本町の財政状況は、今後、より一層厳しいものとなっていくことが想定されます。

### 第3章 公共施設の現状と課題

#### 1. 公共建築物の現状と課題

##### (1) 施設用途別の保有状況

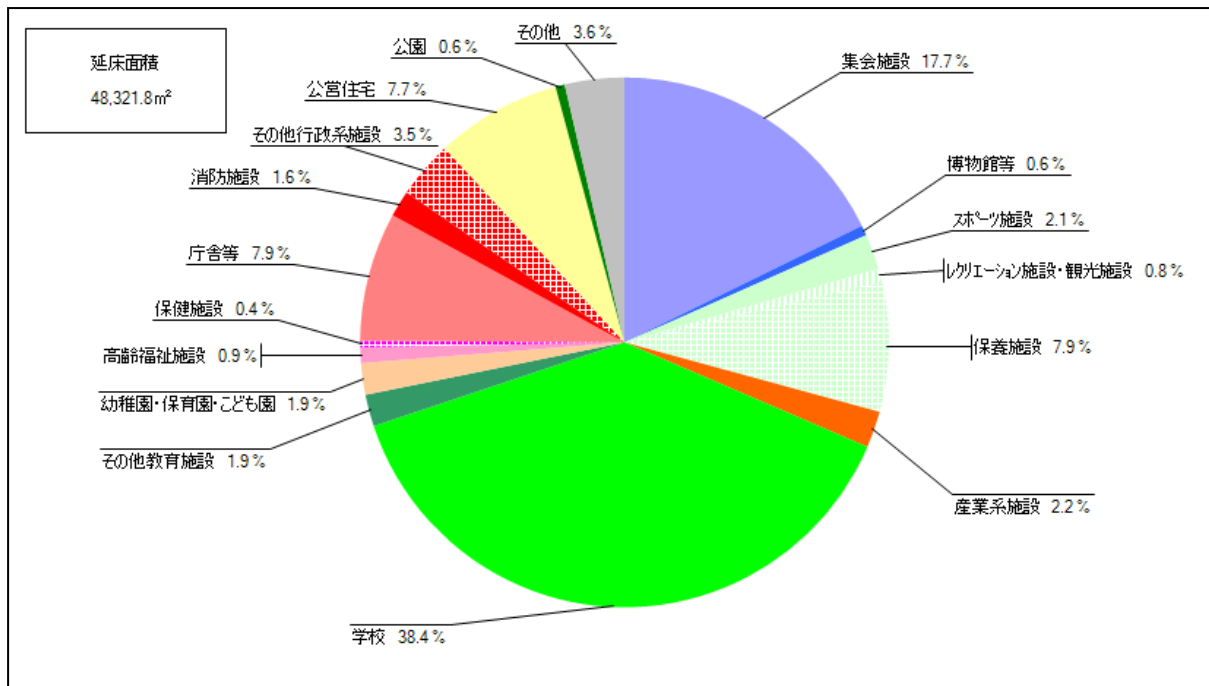
本管理計画が対象とする施設数は、平成27年3月31日時点で76施設、総延床面積は48,321.8㎡です。ただし、これらの施設のうち平成27年度において3施設については解体、福祉会館（母子健康センター含む）と老人いこいの家の2施設については、代替施設として新たに図書館や子育て世代活動支援センターを含めた「町民交流センター」の建設を進めており、平成29年度には施設の機能を廃止する予定で、その後解体等も検討しています。それらを除くと、71施設、総延床面積は45,347.08㎡で、町民一人当たりでは5.89㎡となっています。

用途別で見ると、学校施設（18,568.19㎡、38.43%）が最も多く、次に集会施設（6,812.22㎡、14.10%）となっており、この2つの用途で全体の半分以上を占めていることが分かります。

※町民一人当たりの面積の算定は、平成27年4月1日時点の住民基本台帳人口（7,698人）を使用。

#### 【用途別の面積と割合】

用途別	延床面積（㎡）	割合（%）	主な施設
庁舎等	3,799.54	7.86	大石田町役場
その他行政施設	1,702.11	3.52	庁舎付属車庫、除雪機械車庫 等
消防施設	774.08	1.60	尾花沢消防署大石田分署、各分団ポンプ庫
学校	18,568.19	38.43	大石田南小学校、大石田小学校、大石田北小学校、大石田中学校
その他教育施設	939.58	1.94	学校給食センター、スクールバス車庫
保育園	932.18	1.93	大石田保育園
公営住宅	3,723.99	7.71	栄町住宅、庚申町住宅、曙町住宅
公園	109.35	0.23	虹ヶ丘公園展望台、黒滝沢生活環境保全林管理棟等
集会施設	6,812.22	14.10	横山地区総合センター、来迎寺地区多目的集会施設 里地域農業推進拠点施設、田沢地区ふるさとセンター 小菅地域農業推進拠点施設、新山寺地区集落センター クロスカルチャープラザ集会場等、克雪管理センター 岩ヶ袋地区多目的研修会合施設、農村婦人の家 高齢者コミュニティーセンター、高齢者活動促進施設 中央公民館分館（13施設） 等
スポーツ施設	1,032.63	2.14	スポーツ広場管理棟、クロスカルチャープラザ
レクリエーション・観光施設	395.82	0.82	大石田駅都市施設、最上川ふれあいセンター
産業系施設	677.89	1.40	産地形成促進施設、中山間地域活性化施設 等
博物館等	301.00	0.62	歴史民俗資料館
保養施設	3,821.18	7.91	あったまりランド深堀、民芸関係施設、虹の館
その他	1,757.32	3.64	旧鷹巣小学校、北大石田駅前広場、放牧場看視舎
平成27年度以降解体予定	2,974.74	6.15	福祉会館、老人いこいの家、桂桜公園他2施設
合計	48,321.82	100.00	



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

## (2) 建築年別整備状況と耐震化の状況

本町では、昭和61年に現在の庁舎等を建設しました。その後、平成元年から平成10年までの期間に、現在使用している学校施設のうち小学校3校について、老朽化した木造校舎から建て替えしたほか、温泉施設であるあつたまりランド深堀等の新規整備や公営住宅として曙町住宅を整備するなど、延床面積にして20,699.15㎡の施設を整備しました。しかし、これらの施設についても、すでに20年以上を経過しており、庁舎については間もなく30年を経過する状況となっています。

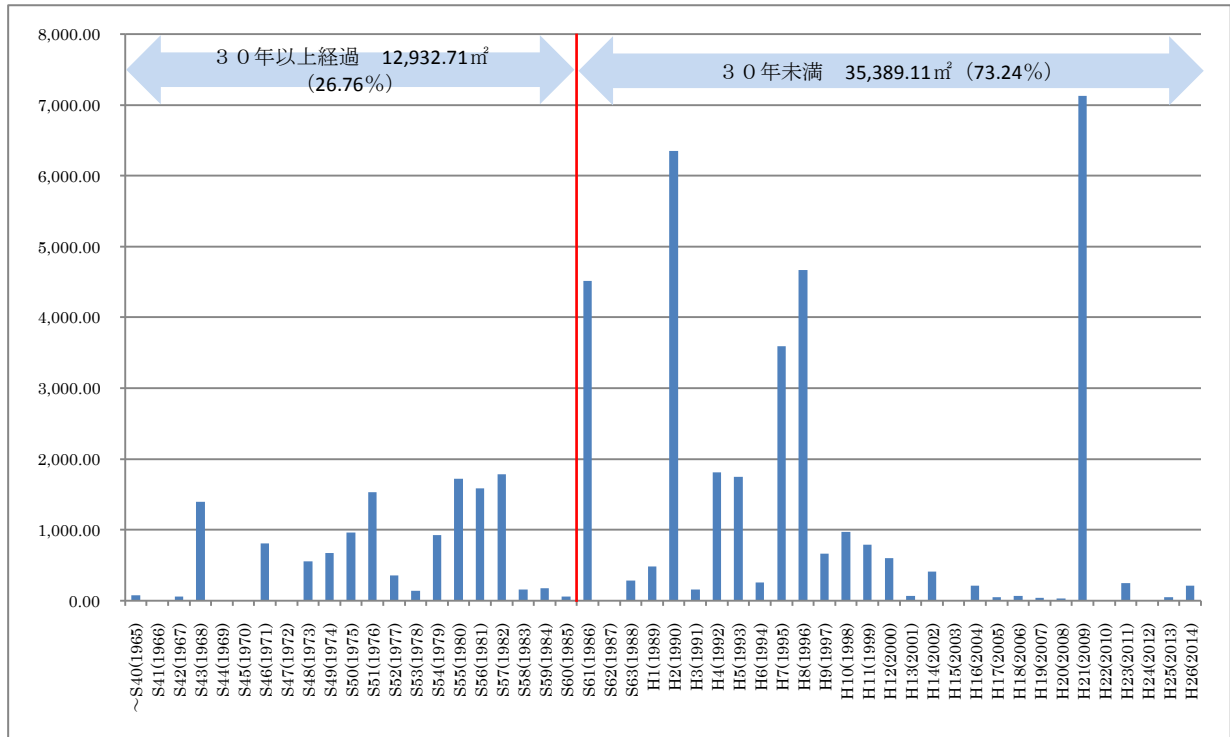
これまで、本町では急激な少子化の影響で児童生徒数が減少していることに伴い、平成22年度に2校あった中学校を新設により1校に、平成23年度には7校あった小学校を改修などにより既存の施設を活用して3校に統合しました。廃校となった学校施設については、新耐震基準に満たない昭和56年以前に建てられた施設は解体、基準を満たしている施設は、1施設は校舎以外を解体し普通財産として町が管理しておりますが、2施設は社会福祉法人等に譲渡又は貸与し、現在はそれぞれの団体に管理を行っております。

平成27年3月31日現在で本町が管理している施設を建築年別に見ると、平成27年(2015年)で建築から30年を経過している施設(昭和60年(1985年)以前に建築した施設)は、12,932.71㎡で、全体の26.76%となっています(平成27年度以降に解体予定に施設を含む)。その内容としては、各地区にある公民館などの集会施設が最も多く5,467.40㎡、そのほか、公営住宅2,397.54㎡、学校教育施設(体育館)が1,302.00㎡、尾花沢消防署大石田分署や地区ポンプ庫などの消防施設が506.98㎡などとなっています。

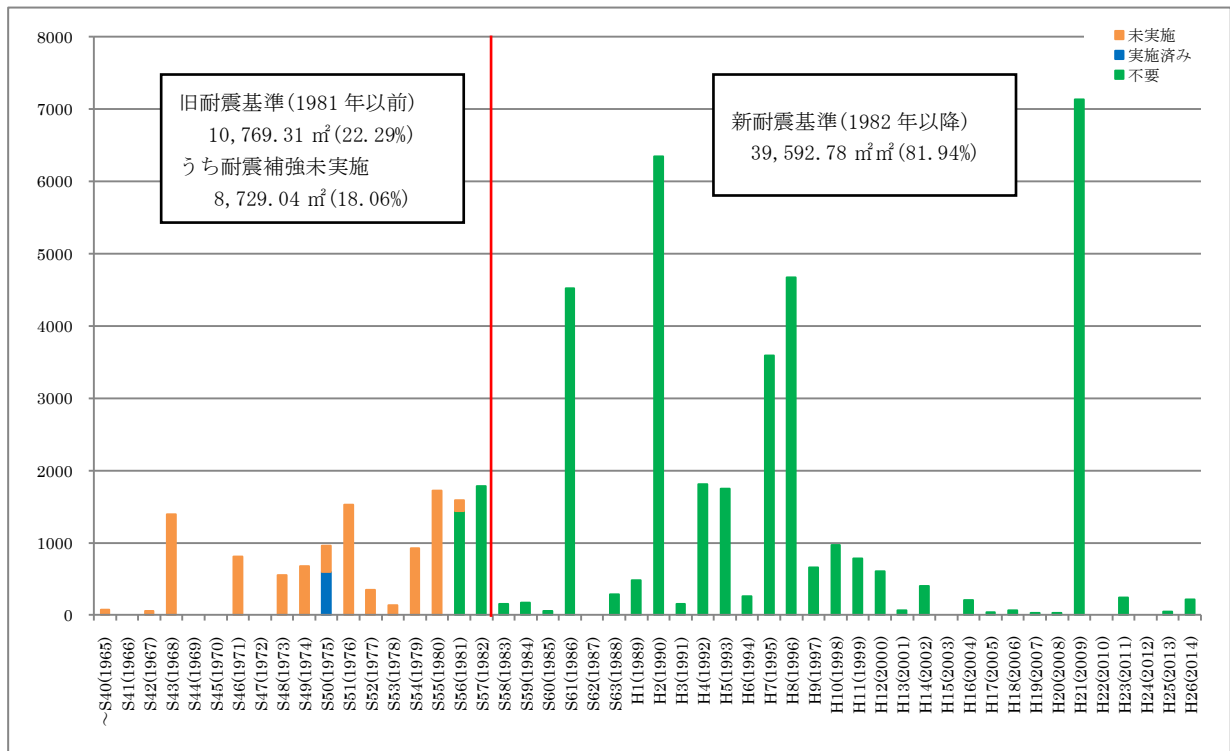
また、耐震化の状況であります。旧耐震基準となる昭和56年(1981年)以前に建築された施設は10,769.31㎡で、全体の22.29%となります。このうち新

耐震基準となった昭和56年6月1日以降に設計し建設された施設が1,440.27㎡あり、それらを除くと9,329.04㎡、全体の19.31%が新耐震基準に適合しない施設となります。ただし、学校教育施設（体育館）は耐震補強を実施しているため、平成27年3月31日現在では全体の約81.94%の施設が耐震性能を有しています。

### 【建築年別整備状況】



### 【建築年別施設の耐震状況】



資料：公共施設等総合管理計画策定のための公共施設台帳より作成

### (3) 課題

前述のとおり、本町の公共建築物については、今後急速に老朽化が進行していきます。

これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

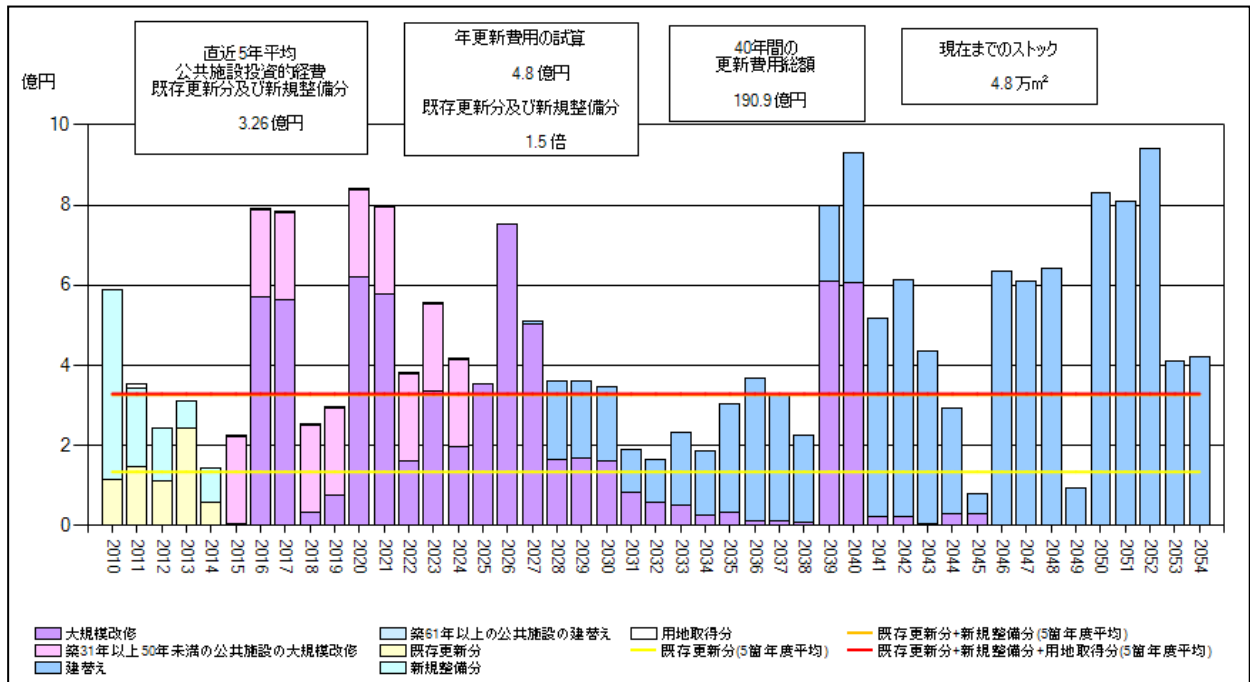
以下の前提条件のもと、一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により平成27年度から平成66年度までの40年間で発生する更新費用を試算すると、総額で約190.9億円（年平均で約4.8億円）となります。

一方で、これまで過去5年間に既存施設の更新・大規模改修などに要した費用は、年平均で3.3億円であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても年間当たり1.5億円が不足することとなります。

《前提条件》 ※一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」仕様書より抜粋

- ・現在保有する公共建築物を耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新するものとする。建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価を更新単価として設定し算定する。
- ・公共建築物については、標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年を採用することとする。
- ・建築物の耐用年数は60年と仮定するが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が15年であることから、2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定する。

### 【公共建築物における将来の更新費用の推計】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

各公共建築物の更新時期を見ると、建築後30年で行うと仮定している大規模改修が、今後10年程度の間集中する状況となっています。また、平成40年（2028年）以降には、建築後60年を経過する建物があることから建て替えを毎年行う状況となっており、平成53年（2041年）以降に特に集中している状況となっています。

## 2. インフラ資産の現状と課題

### (1) インフラ資産の現状

道路や上下水道などのインフラ資産は、町民の生活や産業の基盤となる公共施設であり、町民生活や地域の経済活動を支えています。平成27年3月31日時点で本町が保有している主なインフラ資産については、次の表のとおりとなっています。

【主なインフラ資産の保有量】

種別	主な施設	施設数等
道路	町管理道路延長	121.1km
	町管理橋りょう	30橋
	道路照明	70基
	防犯灯	88基
河川	町管理河川（準用河川）	10河川・17.3km
	町管理の水門	2基
防災放送システム	センター設備	役場庁舎内一式
	防災放送設備（スピーカー等）	100基
	防災放送設備（スピーカー用電柱等）	49本
	光ファイバー線路設備（防災放送用）	407.6km
流雪溝施設等	流雪溝延長	14.6km
	送水管延長	2.5km
	消雪設備	4.9km
簡易水道	施設数	1箇所
	管路延長（導水管）	0.16km
	（送水管）	5.3km
	浄水場	1箇所
	配水池	2箇所
農業施設	農道延長	8.1km
	林道延長	10.4km
	農業集落排水処理施設	1箇所
	管路延長	15.1km

### (2) 課題

本町インフラ資産のうち、流雪溝施設や防災放送システムなどは比較的最近整備したものでありますが、そのほか橋りょうや簡易水道、農業集落排水処理施設などの中には建設

から30年を経過しているものもあり、今後老朽化が進行していくことが懸念されます。

以下の条件のもと、一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により平成27年度から平成66年度までの40年間で発生する更新費用を試算すると、総額で136.3億円（年平均で3.4億円）となります。

一方、過去5年間の既存施設の更新・大規模改修などに要した費用は、年平均で2.3億円であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても年間当たり1.1億円が不足することとなります。このように、公共建築物だけでなくインフラ資産の更新費用も不足する状況になります。

《前提条件》 ※一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」仕様書より抜粋

・道路

道路の全整備面積を道路の耐用年数（15年）で割った面積の舗装部分を毎年度更新（舗装の打替え）していくと仮定し、更新単価を一般道路（4,700円/m<sup>2</sup>）と自転車歩行者道（2,700円/m<sup>2</sup>）でそれぞれ設定しそれを乗じて算定する。

・橋りょう

整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定し、面積に更新単価をPC橋（425千円/m<sup>2</sup>）と鋼橋（500千円/m<sup>2</sup>）と設定して算定する。

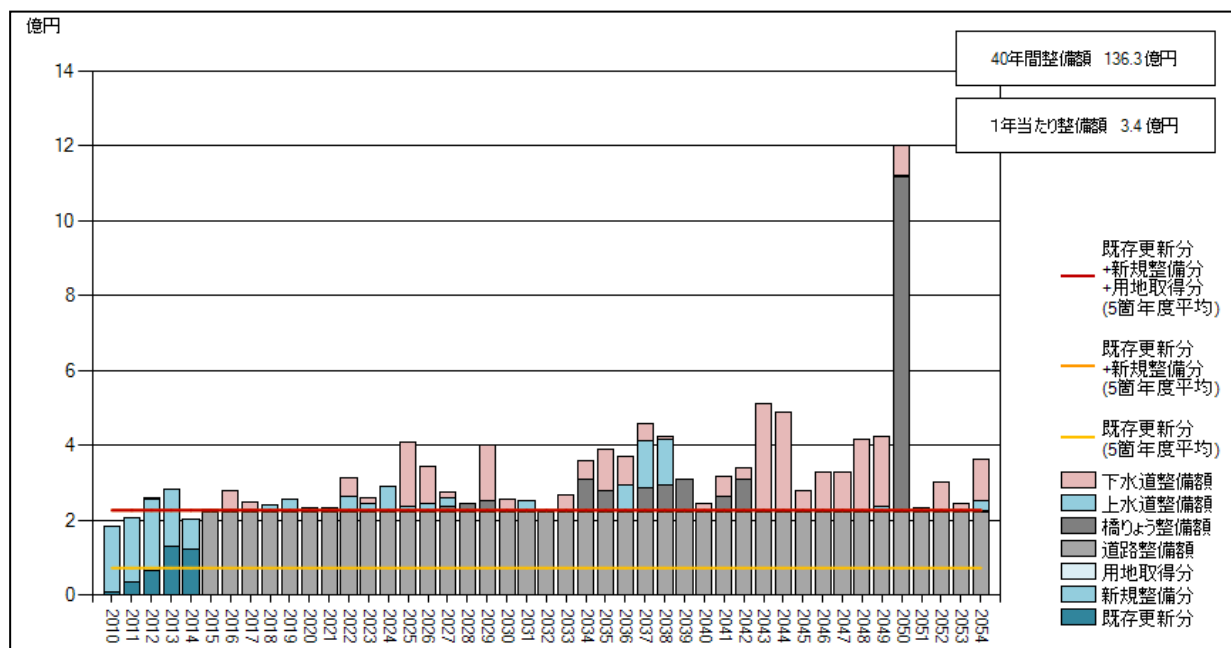
・上水道（本町においては簡易水道のみ推計）

管の耐用年数を40年とし、管径別延長に更新単価を導水管（300mm未満100千円/m）と配水管（150mm以下97千円/m）と設定して算定する。

・下水道（本町においては農業集落排水のみ推計）

管の耐用年数を50年とし、管種別延長に更新単価を本町で設置している管種によりコンクリート管・塩ビ管等（124千円/m）と設定して算定する。

### 【インフラ資産における将来の更新費用の推計】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

橋りょうについては、整備から60年で更新することとしており、最も面積の大きい橋りょうの更新が平成62年（2050年）に想定されています。

また、簡易水道については、大規模な布設替えを平成8年（1996年）から平成10年（1998年）に実施しておりますが、その更新の時期が平成48年（2036年）から平成50年（2038年）に想定されています。

農業集落排水については、昭和58年（1983年）に最も古い管が設置されており、その更新が平成45年（2033年）から始まって、平成55年（2043年）から平成62年（2050年）に大量に更新時期を迎えることと想定されています。

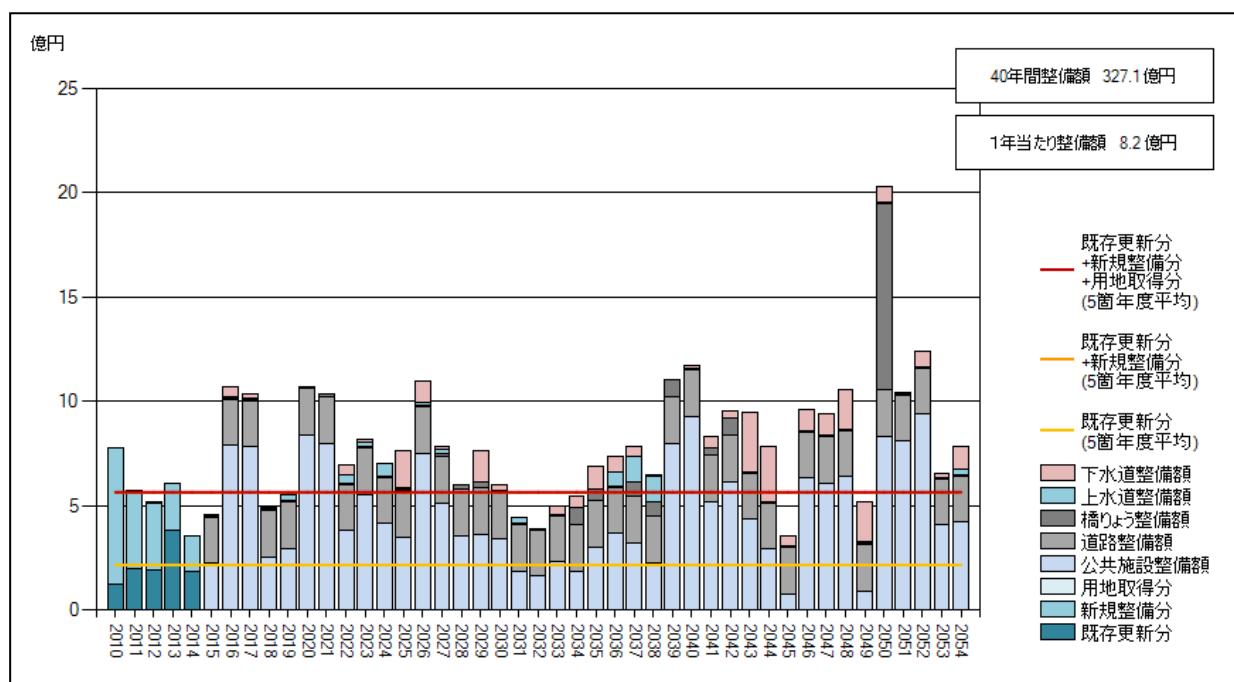
なお、防災放送システムや流雪溝施設等については、今回更新費用を試算した「公共施設等更新費用試算ソフト」において試算の分類がないため、別途検討することとします。

### 3. 人口の推移と将来の負担額について

前述のとおり、今後25年の間に、本町の人口は7,525人から5,661人に減少すると推計されており、約25%の減少率となる見込みであります。また、現在の公共施設等を全て保有し続けた場合の公共建築物とインフラ資産を合わせた公共施設全体の将来の更新費用を試算すると、今後40年で327.1億円、年平均で8.2億円となります。これは、本町の一般会計予算におけるおよそ2割に相当する額であり、公共施設等の維持管理に要する費用が町全体の会計を圧迫する状況となることが予想されます。

また、年平均の費用について人口の推移と合わせて見ると、1人当たりの負担額は、平成27年（2015年）と比較して平成52年（2040年）には約1.3倍、生産年齢人口では約1.5倍となることが予想されます。

#### 【将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ資産の合計）】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成



**【人口の推移と一人当たり負担額の推移】**

	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)
総人口予測	7,525 人	6,968 人	6,604 人	6,270 人	5,967 人	5,661 人
人口一人当たり負担額	108,971 円	117,681 円	124,168 円	130,782 円	137,423 円	144,851 円
生産年齢人口	4,079 人	3,553 人	3,213 人	3,028 人	2,907 人	2,753 人
生産年齢人口一人当たり負担額	201,030 円	230,791 円	255,214 円	270,806 円	282,078 円	297,857 円

資料：平成27年10月策定の「大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「大石田町人口ビジョン」と一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」より

## 第4章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

### 1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町における公共施設等の現状や課題に対応し、将来の人口減少を見越した長期的な視点で、持続可能な財政運営を図りながら公共施設等を管理していく必要があります。平成27年10月策定の「大石田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「大石田町人口ビジョン」では、今後25年で本町の人口はおよそ25%減少すると推計されています。この減少率を考慮すれば、町民一人当たりの負担を増加させないためには、公共施設等についても同様に今後25年で25%削減することで釣り合いが取れることとなります。ただし、公共建築物については各地区に設置している公民館や消防ポンプ庫などもあり、単純に削減することが難しい施設も多くあるため、今後の全体的なまちづくりの中で、利活用の状況や老朽化の状況を考慮しながら検討しなければなりません。また、公共施設等には道路や橋りょう、上下水道などのインフラ資産も含まれており、町民生活を支える重要な施設であることから、削減することはできません。

公共施設等総合管理計画は、単に公共施設等を削減するために投資を抑制する計画ではありません。厳しい財政状況の中でも長期的な視点を持って公共施設等の老朽化対策を進めるために、今後の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することを目的とした計画であります。そこで、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて、町が所有する全ての財産を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化、既存施設や土地などの効率的な活用による維持管理経費の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進し、財政負担の軽減を図りながら町民が必要とする行政サービスの維持向上を目指します。

### 2. 公共施設等の管理への取り組み方針

公共施設等の管理に関して、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）を基本として以下のように推進します。

#### （1）点検・診断等の実施方針

建築物等の安全性を確保するため、学校や共同住宅など一定の用途・規模を満たす公共建築物については、建築物及び建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられています（建築基準法第12条）。そのほか、電気設備や機械設備などについても各種法令により定期点検が義務付けられています。また、法定点検が義務付けられている公共建築物以外についても、今後継続して活用することが確実に見込まれている施設等については、予防保全による維持管理の観点から施設等の現状や経年劣化の状況などの点検・診断を行い、その結

果に応じて、施設等の機能・性能の維持を計画的な実施を図ります。

インフラ資産についても、公営住宅や橋梁など長寿命化計画を策定しているものがありますが、それ以外についても、現状の維持を基本として、予防保全による維持管理ができるよう点検・診断の実施を図ります。

## **(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針**

従来は、劣化や損傷が発生した場合にその都度対応する事後保全の修繕を行ってきました。しかし、劣化等が顕著になるまで修繕等を行わない場合、それに起因する事故が発生したり緊急的な大規模修繕が必要になるなどの恐れがあります。このような状況を回避するためにも、前段でも述べておりますが、点検等の結果を受けて計画的な修繕等を行う予防保全型の維持管理を実施することで、施設等の長寿命化を図り長期的な維持管理費を縮減・平準化していきます。

新たな施設整備や更新については、必要な公共施設等に限り行うこととし、その際は、施設の複合化、集約化、民間活力の活用など、効果的・効率的な方法を検討します。

インフラ資産も、点検等の結果に基づき、優先度に応じて計画的に修繕等を行い、これまでの経過も含めてその状態や対応状況を適切に把握することで、今後の点検等に活用できるようにします。

## **(3) 安全確保の実施方針**

点検・診断の結果により、劣化等による事故の危険性が高い箇所については、速やかに対処することとします。その際には、公共施設等の効率的な活用方法を検討することとしますが、倒壊の恐れがある建物や、用途を廃止し今後も活用する見込みのない老朽化した公共施設等については、原則として解体することとします。また、高い危険性が認められる施設で解体を実施していない場合については、立入禁止の措置を講ずるなど、十分な安全確保に努めます。

## **(4) 耐震化の実施方針**

本町では、災害に強い町づくりを実現し町民の生命、財産等を保護することを目的として、大石田町地域防災計画を策定しております。この中では、防災上重要な公共建築物の耐震性の確保を推進するとしております。公共建築物の多くは、災害が発生した際に地域住民の避難場所として活用され、また、情報収集や災害対策を行う拠点ともなります。このため、日常の安全性の確保に加え、災害時においても十分に施設の機能を発揮するため耐震化を進める必要があります。

本町の耐震化の状況については、「第3章1. 公共建築物の現状と課題」で述べておりますが、現行の耐震基準を満たしていない公共建築物は全体の18.06%（8,729.04㎡）となっております。ただし、この中には、現在、代替施設として「町民交流センター」を整備しこれにより将来的に用途廃止が見込まれる福祉会館、母子健康センター、老人いこいの家なども含まれております。これらについては、耐震基準を満たしていない

ことから将来的には解体することが、5ヶ年の振興実施計画において予定されております。そのため、解体がすでに見込まれる施設等を除けば、耐震基準を満たしていない公共建築物は12.66%（6,118.32㎡）となります。これらについては、第6次大石田町総合振興計画や振興実施計画を基本としたまちづくりと整合性を図りながら、公共施設等の管理への取組方針を踏まえ、今後も必要とする施設等については耐震診断・耐震化を図るよう適正な管理に努めます。

#### **（５）長寿命化の実施方針**

将来にわたって利用する見込みのある公共施設等については、予防保全型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化を図りその安全性や機能性を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

すでに長寿命化計画を策定している個別の施設等については、本計画を基本として継続的に見直しを行い、各長寿命化計画に基づく維持管理等を実施することとします。また、それ以外の施設等については、必要に応じて本計画を基本とした長寿命化計画等の策定を図っていきます。

#### **（６）統合や廃止の推進方針**

公共施設等については、必要なサービスの水準を維持しながら、その総量が本町の規模にあうものとなるよう適正化を図っていく必要があります。第6次大石田町総合振興計画にもとづくまちづくりを実施していく中で、各個別の施設等の利用状況や維持管理に要する経費、老朽化の度合いなど、施設に関する情報を整理し、各施設の必要性を検討しなければなりません。そのうえで、必要性が認められない施設があれば、議会や町民と十分に協議を行い、調整を図りながら、施設の統合や廃止などを検討します。

また、財源の確保や維持管理経費の削減などの観点から、用途を廃止した施設や未利用となっている町有財産などについては、積極的に売却・貸付などを進めることとします。なお、廃止施設で転用や利活用の見込めないものについては、安全性の確保や周辺景観の確保なども考慮し、施設を解体してその後の経費削減を図ります。

最近の本町での取り組みとしては、町立保育園の民間委託による施設等の貸付、統合により廃校となった町立学校施設等の貸付、譲渡、解体などを実施しており、これらの施設については、維持管理経費の削減が図られております。

現在、本町で実施している事業として、建築から50年近くが経過している福祉会館の代替施設として「町民交流センター（仮称）」の建築工事を進めております。この施設は、保健センターや社会福祉協議会、子育て世代活動支援センターなどの複数の機能を組み入れる複合施設となる予定であります。その結果、町民交流センターが完成すれば、福祉会館のほか、いずれも老朽化が進んでいる現在の母子健康センターや老人いこいの家などの既存施設については、これまでの施設の機能を廃止することとなります。また、今後予定されていることとして、現段階で時期や方法は未定ですが、平成23年度に3校に統合した町立小学校を将来的には1校に統合することが予定されております。これにより学校と

しての機能を廃止する施設も生じてきます。

このように、現在の機能を廃止する施設が見込まれておりますので、それらについては、統合などの実施が決定した段階で、速やかに検討を行い、できる限り既存施設の有効活用が図られるようにしていきます。

また、平成28年度からの新たな取り組みとして、民間事業者が建設した賃貸住宅で公的な賃貸住宅と認定を受けた地域優良賃貸住宅に対し、町が補助を行うことで公営住宅並みの家賃で施設を供給することとしております。このように、町が新たに公共施設等を整備するばかりでなく、民間活力なども積極的に活用しながらまちづくりに取り組める方法を検討します。

### **(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**

従来は、壊れてから修繕する事後保全の対応により維持管理を行ってきましたが、予防保全の考えを重視するため、計画的な維持管理等の実施や公共施設整備基金等の有効活用により、事業や財源の平準化を図っていきます。

現在、本町では各施設等を所管する課が5ヶ年の振興実施計画で優先順位を付けたうえで修繕等の維持管理を行っています。そのため、各施設等の情報についても、所管課でのみ管理している状況となっています。本計画の実施については、「第6次大石田町総合振興計画」を基本とすることから、各施設等の所管課をはじめ企画担当課や財政担当課まで庁内を横断して情報を共有し、それを踏まえたうえで財政計画や公共施設等の状況などを総合的に判断して、計画的に公共施設等の管理を行う体制を構築します。

公共施設等総合管理計画を全庁的な取り組みとしていくためには、公共施設等の現状や計画策定の意義などを職員が十分に理解し、これまで行ってきた事後保全による施設維持管理から予防保全と経営的視点に立った計画的な施設維持管理へと方向転換を行い、社会経済状況や町民のニーズの変化に対応していく必要があります。そのため、職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めていくものとします。

また、町民との協働のまちづくり推進に向けて、公共施設等における現状や問題の共有化を図るため、情報の提供を推進します。

## **3. フォローアップの実施方針**

本計画については、「第6次大石田町総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）を基本としているため、この改訂に合わせて本計画の内容の見直しを行います。

また、毎年度、新年度予算編成前に見直しを行っている5ヶ年の振興実施計画と整合性を図りながら、今後のまちの財政状況や町民のニーズの変化に対応するため、本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて随時計画の内容や対象施設等について見直しを行うこととします。

#### 4. その他に関する事項

本計画を策定した時点では、統一的な基準による財務書類等の作成のために必要となっている固定資産台帳が未整備であります。そのため、今後新たな地方公会計制度導入の過程で固定資産台帳の整備を行い、将来的には公共施設等総合管理計画に反映させるよう、地方公会計との連携を検討します。

また、本町が構成団体となっている一部事務組合がありますが、それぞれが保有する公共施設等や財政状況等について、情報収集を行い今後構成団体との連携を検討します。

### 大石田町公共施設等総合管理計画

平成28年3月

大石田町総務企画課企画財政グループ財政担当

〒999-4112

山形県北村山郡大石田町緑町1番地

TEL 0237-35-2111

FAX 0237-35-2118

E-mail [zaisei@town.oishida.yamagata.jp](mailto:zaisei@town.oishida.yamagata.jp)